案 件

枚方市障害福祉計画(第7期)、枚方市障害児福祉計画(第3期)の策定及び枚方市障害者計画(第4次)の改訂について

福祉事務所 障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

「枚方市障害福祉計画(第7期)」(以下「福祉計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保と、同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することにより、障害福祉サービスの基盤整備に努め、障害者の自立と社会参加を実現することを目的としており、「枚方市障害児福祉計画(第3期)」(以下「障害児計画」という)は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児のサービス提供の計画的な構築を行うことを目的として策定するものです。

また、「枚方市障害者計画(第4次)」(以下「障害者計画」という。)は、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、令

和3年度から令和8年度の6か年を計画期間とし、法改正や社会状況の変化等も踏まえ、概ね中間年にあたる令和5年度に、今後3年間の障害者施策の方向性について検証し、必要な改訂を行うものです。

計画の位置づけ

国:障害者基本計画

大阪府:障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

枚方市障害者計画 (期間:6年) 障害者基本法に基づき策定 枚方市障害福祉計画 (期間3年) 障害者総合支援法に基づき策定 枚方市障害児福祉計画 (期間3年) 児童福祉法に基づき策定

2. 内容

〈趣旨・目的〉

福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要量の見込みなどについて、 障害児計画については、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事 項や、各年度における指定障害児通所支援等の必要量の見込みなどについて策定するものです。

障害者計画については、障害者に関わる様々な施策を総合的かつ体系的に示し施策の展開と充実を図ることを目的として策定するものであり、障害者総合支援法の改正など、策定時からの状況変化等を考慮して、今回計画の改訂について福祉計画、障害児計画の策定と一体的に行います。

〈主な課題〉

- ①医療的ケアが必要な方の受け入れ体制の整備
- ②重度障害者の地域移行に資するグループホームの整備
- ③現計画策定後の各種法改正、及び国計画の改正への対応

〈今後の方向性〉

- ①重度障害者や医療的ケアが必要な方に対応できる社会資源の整備
- ②国指針に基づく成果目標、活動指標の見直し
- ③「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定、 及び法改正に伴う対応

(計画期間)						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
枚方市障害者計画		第4次		第4	4 次改訂版	坂
枚方市障害福祉計画		第6期			第7期	
枚方市障害児計画		第2期			第3期	

3. 実施時期等

策定等の時期 令和6年3月

【策定スケジュール】

- 令和5年5月 福祉計画・障害児計画及び障害者計画の策定等について社会福祉審議会に諮問
 - 7月 障害者手帳所持者等及び団体等に対するアンケート調査の実施
 - 11月 市民福祉委員協議会へ福祉計画・障害児計画及び障害者計画素案の報告
 - 12月 計画素案について市民意見聴取の実施
- 令和6年1月 社会福祉審議会から福祉計画・障害児計画及び障害者計画改定版 (案) の答申
 - 2月 市民福祉委員協議会へ計画(案)の報告
 - 3月 福祉計画・障害児計画及び障害者計画改訂版の策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち 施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 8,558千円 (令和5年度当初予算)

支出内訳 枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会に係る委員報酬 627千円 (9.5千円×11人×6回)

委託料(アンケート調査、分析、印刷製本等含む)7,931千円

《財源》 一般財源: 8,558千円